

# 集合知と知的財産

—「集合知」によるビジネスの可能性—

Patentacademy®グループ

会員 扇田 尚紀, 会員 木村 薫, 会員 竹居 信利,  
 会員 橘 祐史, 会員 田中 祥一, 会員 筒井 潔

## 要 約

皆さんは「集合知」という言葉をご存知だろうか？多くの人の意見を集約した知識の方が専門家の知識よりも正しいという命題は、既に論証されている。たとえば、牛の体重を予想する「牛の体重当てくじ」において、最も正解に近い個人の予想値よりも、予想値全体の平均や中央値、すなわち「集合知」の方がより正解の値に近いという例がある。このように多様な価値観を持った人の意見を集約した知を「集合知」と言う。この「集合知」は知的財産の一部であると考えるが、最も重要なポイントは、群衆が無自覚に新しいビジネス価値を作り出すことにある。

そこで、我々は、知的財産に関連するアドホックなテーマを、議論し発信する「場」として「パテントアカデミー」なるグループを創って活動を始めた。と同時に、その「場」において、「集合知」をビジネス化する試みも行っている。

## 目次

第1章	はじめに
第2章	集合知とは
第1節	集合知の定義
第2節	集合知の主体
第3節	理想的な集合知
第3章	集合知と知的財産
第1節	知的資産と知的財産と知的財産権
第2節	集合知と知的財産
第3節	集合知の知的財産権化
第4章	集合知とビジネス
第1節	集合知のビジネス的機能
第2節	集合知のビジネスとしての成立条件
第3節	集合知のビジネスとしての展開の可能性と今後の課題
第5章	集合知ビジネスと弁理士の関わり方
第1節	弁理士の業務範囲拡大の必要性
第2節	集合知の特徴と弁理士業務との関係
第3節	集合知ビジネスと弁理士の可能性
第6章	集合知とパテントアカデミー
第1節	パテントアカデミーとは
第2節	パテントアカデミーの活動と集合知
第3節	パテントアカデミーの将来展望
第7章	最後に

## 第1章 はじめに

最も優秀な人が集まった集団が必ずしも最も優秀な

集団とは限らない。

専門家が集まった集団による判断が誤っていた例は、過去にも多数見受けられる。例えば2009年4月にイタリア中部ラクイラ地方を襲った地震では、専門家である学者らによって大地震の兆候がない旨の安全宣言が出されるという、誤った判断がなされた。さらにこの誤った判断によって、当該学者らは被害を拡大させたとして起訴され、第一審で実刑判決が言い渡されるに至った。判決の是非には種々の議論があろうが、問題は、専門家の判断の位置づけにあった。つまり、専門家の集団による判断が誤ることは想定される範囲内であり、問題の本質は、そもそも専門家のみに判断を委ねたことなのである。

実はこのイタリア中部地震、その数か月前からラクイラ地方一帯では小規模な地震が多発していた。すなわち、大地震は突発的に起こったのではなく、その予兆があり、一般市民にも大地震に対する判断材料があったのである。してみれば、専門家のみが集まった集団による判断ではなく、これに素人である一般市民も加えた集団で判断した方が、正しい見解が得られたかもしれない。つまり、傑出したとされる専門家の見解に加えて、素人の意見や感覚をまとめた方が、確度の高い判断がされ得る。このように特定の人だけでな

く、多様な人が集まった集団の知恵が、いわゆる「集合知」である。

集合知は、インターネットなどの発展により様々な意見や情報が収集できるようになったことに伴い、近年、高い注目を浴びている。多様な意見や情報で構築された集合知は概ね正しいと考えられ、この集合知を活用しようというのである。但し、集合知そのものは新しい発見ではない。それは、古くから常識というかたちで存在している<sup>(1)</sup>。常識が、多くの人の経験や試行錯誤によって長年かけて形成されるものであり、また概ね正しいと認識されていることを鑑みると、集合知が確からしいというのは感覚的に理解してもらえるのではなかろうか。そして、多様な意見や情報を収集しやすくなった昨今、集合知を活用できる可能性は広がっているといえよう。

冒頭に戻ろう。最も優秀な人が集まった集団が必ずしも最も優秀な集団とは限らない。本稿は、弁理士などの知的財産の専門家みでの判断、例えば知的財産法制度の是非の判断や、知的財産権の取得上及び活用上の判断など、種々の判断が本当に正しいといえるのか、という自省の念に端を発している。そして、集合知を活用することの可能性を探求するに至ったのである。本稿では、まず、集合知の定義を明確にした上で、集合知と知的財産の関わり方について考察する。さらに、集合知を利用したビジネスの可能性を探り、そのビジネスと弁理士との関わり方についても踏み込んで考える。そして、最後に、知的財産に関する集合知を形成し活用する「場」の一例として、パテントアカデミーを紹介する。

## 第2章 集合知とは

### 第1節 集合知の定義

ここで「集合知 (Collective Intelligence)」という語について、定義していきたい。

集合知という語自体は、例えば蟻の集合的行動分析等に関連して、1989年には既に文献に現れている<sup>(2)</sup>が、いままでに一貫した一義的な定義がされてはいない。

そこで集合知の原始的な定義を過去の文献から拾ってみると、例えば「単一の脳を持った一体的な知性であるかのようにふるまい、何らかの作業を遂行できる複数人のグループ (a group of human beings can carry out a task as if the group, itself, were a coherent, intelligent organism working with one

mind)」とするものがある<sup>(3)</sup>。このほか、いくつかの文献による定義を集約すると、おおむね、複数人のグループにより、何らかの「作業の遂行」、あるいは「問題の解決」をする場面において、あたかも一人の人間が行ったかのような行動 (behavior) や決定 (decision) をなすものをいうものと規定されるのが一般的なようである。

また日本において近年出版された、西垣通、「集合知とは何か」、中公新書、2013では、集合知をより狭く、「ネット集合知」という形でネット社会における意見集約として注目している側面がある。

### 第2節 集合知の主体

ここに集合知の発生源である複数人のグループについては、原始的な定義の上では何らの決まりはないのであるが、集合知を現実の問題の判断として用いていく場合は、一定の条件が必要となる。

すなわち、複数人のグループが、事前に一人の代表的メンバーにより意見統一されたグループであれば、実用的な集合知としては意味をなさない。つまり、グループのメンバー同士が意見を率いる者から自由である必要がある。また、同じ趣旨により、一様な環境下にあるメンバーだけを集めた場合も、集合知として意味のある結論はでないことがある。例えば、弁理士のような特定の専門家だけを集めて、特許法に関する問題を解決しようとする、全員が似通った結論に達してしまう可能性が高く、集合知としての結論とはならない。

一方で、現実には集合知を運用するのであれば、このような自由なメンバーの意見が、何らかの方法により集約されなければならない。集約後は、メンバー間の意見交換により結論を更新して集約させ、集合知としてもよいし、あるいは平均値の演算という方法<sup>(4)</sup>で集合知の結論を得ることもできる。

ここでメンバーの意見集約の方法として、前掲の西垣がいうようなネット (the Internet) の利用は有用と目されるのであるが、一方で、この場合のメンバーは、ネット利用者に限られることとなり、一様な環境下にあるメンバーを選択すべきでないという条件に矛盾する。この場合も集合知として意味のある結論を得るためには、集められたメンバーとの関係で、対象となる問題を選ぶことになるか、あるいは逆に、対象となる問題との関係でメンバーを選抜する必要がある。

### 第3節 理想的な集合知

原始的で理想的な集合知とは、個々に自由な意見を持ち得るメンバーから、ある問題や行動に関する意見を集約して形成されるべきものであるが、これは現実的な定義とはいえない。

現実的には、意見集約方法や、不可避なメンバーの偏りといったものとの関係から、対象となる問題や行動について、多様な見解を持ち得る（非専門家をも十分な割合で含むなど）メンバーを集め、次に、これらのメンバーから、互いに、意見を交換することが不能な状態で、少なくとも一次的な意見を集約し、集約した意見を基礎として一の結論を得るものを現実的な「集合知」として定義するべきであると考えられる。

## 第3章 集合知と知的財産

### 第1節 知的資産と知的財産と知的財産権

この章では、集合知が、企業の競争力の源泉である知的資産、知的財産、あるいは知的財産権とどのような関係にあるのかについて考察する。

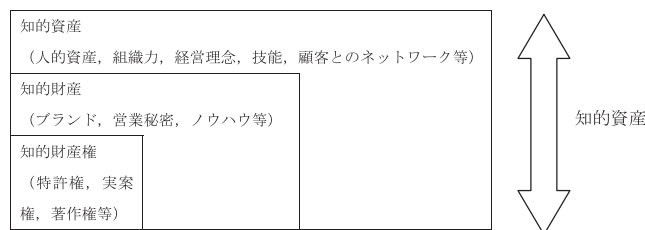
まず、知的資産との関係についてみると、知的資産とは「従来のバランスシートに記載されている資産以外の無形の資産であり、企業における競争力の源泉である、人材、技術、技能、知的財産（特許、ブランド）、組織力、経営理念、顧客とのネットワークなど財務諸表には表れてこない目に見えにくい経営資産の総称<sup>(5)</sup>」である。

次に、知的財産とは、「知的」な「財産」のことを言い、「知的」とは知識・知性に富んでいること、及び「財産」とは個人や団体に帰属する経済的価値のあるものを指すとされている。それでは「経済的価値がある」ということとはどういうことを指すのか？市場で交換される価値のあるもの、あるいは、市場で「財産」としての評価がなされるものであるということができ、この点が知的資産と知的財産を区分する指標である。

さらに、知的財産権とは、知的財産の中で、特に法律によってその保有者に独占排他権等の保護を与えているものである。たとえば、特許権、実用新案権、意匠権、商標権として保護される産業財産権、著作権法により保護される著作権などがある。

これらの関係についていえば、(図1)のような関係にあり、「知的財産権<知的財産<知的資産」と言える。

(図1)



(出所：「事業価値を高める経営レポート」(中小機構))

### 第2節 集合知と知的財産

「集合知」が「知的財産」と言えるかどうかについてみると、「集合知」はそもそもの定義から言えば、「個々に自由な意見を持ち得るメンバーから、ある問題や行動に関して出された意見を集約して形成されたもの」であることから、知識や知性が表出され、それを集約したものであると言える。したがって、少なくとも「知的」とあるという要件は満たしている。次に、「経済的価値」についてみると、集約された意見が市場での交換価値を有するかという点であるが、たとえば、集合知の例としてよく引きあいに出されるフランシス・コンドンの雄牛の肉の重量当てくじの例を見てみると、集合知（みんなの予測値）を知ることで、「集合知が正しい」ということ知っている人は、「集合知が正しいこと」を知らない人に比べて情報的に有利な立場になることができる。というのは、みんながどういふ予測をすることかを知っていて、かつそれが正しいということを知っている人は、正しい値を言い当て、賞品を獲得することができるからである。他の例でいえば、株価の予測についても集合知が正しいということを知っていれば、専門家の株価動向予測（どの株が上昇するか、どの株が下落するか等の予測）に一喜一憂することなく投資する銘柄を決めることができるのである。また、一般的に集合知の形成にはなじみにくいとされている「10年以内に首都を東京から移すべきかどうか<sup>(6)</sup>」といった課題に対する解の集合知については、一見、経済的価値は無さそうに見えるが、その集合知を知ることで自らの立場の相対的な位置づけを知ることができ、その後の行動を変えることができる。したがって、「集合知」は市場での情報<sup>(7)</sup>として交換可能性を有しており、かつ経済的価値を有しているということができる。

よって、「集合知」は「知的」とあるという要件及び「経済的価値」を有しているという要件を満たしているので「知的財産」の一つであるということができる。



### 第3節 集合知の知的財産権化

「集合知」は知的財産ではあるが、果たして知的財産権として権利化できるものだろうか。

権利化するためには、法律に定めた要件を満たさなければならないが、集合知の定義から言えば、「集合知は、個々に自由な意見を持ち得るメンバーから、ある問題や行動に関して出された意見を集約して形成されたもの」であり、単なる「意見の集約」であるという本質を考えると、「発明」「考案」「創作」「商標」には該当せず、一般的には知的財産権化は難しい。しかしながら、例外的に、言語化というプロセスを経て表現された場合には、その表現されたものが「著作物」や「発明」等の要件を満たすこともあり得ると考える。

また、知的財産としての「集合知」は自然発生的に形成される場合が多く、保護する法律もないという状況を考慮すると、「集合知」が形成されたとしても、既存の法律が適用されないのであれば適切な保護が図られないという事態を招きかねない。

そこで、我々は、上述したように知的財産としての「集合知」を創生する場面ばかりでなく、「集合知」を法律の保護を得られるような形にしていくところにビジネスのチャンスがあると考えている。

## 第4章 集合知とビジネス

### 第1節 集合知のビジネス的機能

集合知をビジネスに用いようとするのであれば、ビジネスに使い得る集合知の機能は次のようなものが考えられよう。

- (1) 予測。特に正解のないものについて予測すること。
- (2) シュンペーターの意味でのイノベーション、つまり新結合を創出すること。三人寄れば文殊の知恵。

集合知の例としてフランス・コンドンによって雄牛の肉の重量当てくじで発見されたものが有名である。20世紀初頭のイギリスでの話しであるが、食肉の見本市の来場者（多くは食肉業者）はくじを買うことができる、くじを買った者はくじ1枚につき1回だけ雄牛の国の重量を予想できる、そして、正しい重さに最も近かった人が肉を持ち帰れる、というくじである。コンドンは、優勝した人の予想値より、投票全体の平均や中央値の方が正解に近いことを発見し、コンドンは「最も正解に近い個人の予想値より集合知の方が正しい」と結論付ける。

このような例を参照しつつ、西垣<sup>(8)</sup>は集団誤差を平

均個人誤差と分散値の差として定義する集合知定理を提出する。上の雄牛の肉の重量当てくじの例では、投票全体の平均や中央値と最も正解に近い値を予測し優勝した人の予想値の差が、集合知の価値と言える。ただし、上の肉の重量当てくじでは、投票者の多くは食肉業者であり、そもそも平均個人誤差も分散も小さかったことは考慮すべきであろう。つまり、集合知の本質は、無自覚的な群衆心理が新しい価値を生み出すことにあると言える。西垣版集合知定理で支えられる集合知はビジネスに活用できるであろうか？

### 第2節 集合知のビジネスとしての成立条件

それでは「ビジネスの成立条件は何か？」についての答えを、「事業者が生み出した新しい価値が世間に受け入れられること」と定義してもそれほど的外れではないはずだ。蛇足ながら、復習しておけば、シュンペーターの「新結合」（日本では一般にはイノベーションと翻訳される）の具体例は、(a) 新しい商品の創出、(b) 新しい生産方法の開発、(c) 新しい市場の開発、(d) 原材料の新しい供給源の獲得、(e) 新しい組織の出現を含んでいる<sup>(9)</sup>。これらの新結合は新しいビジネス価値と直結している。

ビジネスの成立条件の前半の半分、つまり「事業者が新しいビジネス価値を生み出すこと」、つまり上記(2)の新結合の創出に集合知を活用することは容易に考えられる。たとえば、幾つもの事業を用意しておいて、それらの最適に結合させる際に、集合知を活用する。ここで、事業を技術と置き換えれば、知財業界の方々はチェスブローのオープンイノベーション<sup>(10)</sup>に近いのでは、と感じるかも知れない。しかし、チェスブローのオープンイノベーションと集合知では、前者では結合が意図的であるが、後者では多様性に富む群衆の決定に基づくのかという点で決定的な違いがある。

ビジネスの成立条件の残りの半分である「世間に受け入れられること」に集合知は活用できるだろうか？この問いは、上記(1)の予測の部分に関わる。この部分に対しては、西垣版集合知定理のような静的なものではなく、動的な集合知定理が適用されるべきであろう。たとえば、群衆心理が考慮できるように、集合知の生成に市場原理を用いるのである。ここで言う群衆心理とは何か？と言えば、それは「個々の参加者が正解に行き着こうとする意思」<sup>(11)</sup>である。

### 第3節 集合知のビジネス展開の可能性と今後の課題

集合知のポイントは、群衆が無自覚的に新しいビジネス価値を作りだす可能性があることである。しかし、集合知定理が適用されるためには、この「群衆」は、個人誤差の平均を小さくするために、ある意味での専門家にガイドされていることが必要である。かつて、渋澤栄一は「自分は常に事業の経営に任じては、その仕事が国家的に必要であって、また道理に合するようにして行きたいと心掛けて来た。」と話したと言われている。（「論語と算盤」の中の「算盤と権利」の章<sup>(12)</sup>）。

一方で、多くの現代的な企業経営では、変革をもたらすためのリーダーシップと、複雑さに対応するためのマネジメントというスキルが注目される<sup>(13)</sup>。つまり、企業の経営には、個人の力が非常に重要視される。

ビジネス上のディシジョン（決定）に集合知を用いることは可能であろう。ディシジョンメイキングの手続きが大事なものは、結果的に、ディシジョンが経営理念の体現となるからであり、逆に、ディシジョンを繰り返すことによって経営理念が自然と構築されていく面があるからである。これは、経営上のディシジョンから、個々の取引におけるディシジョンまで当てはまる。政治における民主主義の発見は良くも悪くも世の中を変えた。企業経営の手続きが個人のディシジョンから集合知によるディシジョンに変われば、ビジネスの姿が変わる可能性がある。集合知が渋澤栄一の言うような高邁な経営理念に到達する手段を与えるなら、非常に面白いと思うが、それは今後の課題であろう。

## 第5章 集合知ビジネスと弁理士の関わり方

### 第1節 弁理士業務範囲拡大の必要性

この10年で弁理士登録者数は倍増した。未登録合格者を含めると潜在的弁理士の数は相当数に昇る。一方、日本における特許出願数は減少傾向にある。この受給バランス欠如から生じる価格破壊に打ち勝つためには、弁理士は代理業務に新しい付加価値を提供するか、代理業務以外のビジネスを開拓することが求められる。

代理業務以外に弁理士が提供することができる業務は多数あり、すでに多数の弁理士が業務を提供している。例えば、知的財産が絡む契約交渉およびアドバイスが典型例である。知的財産が絡む契約に関する業務は、弁理士が持つ特許などの知財法の知識はもちろ

ん、知的財産の特徴、発生過程などを知るからこそ、弁理士が活躍できる。

さらに、特許法などの知的財産法を知るからこそ、知的財産法でカバーされない領域やカバーされるか分からないグレーゾーンに属する知的財産について、契約や管理方法のアドバイスをすることができる。例えば、ノウハウ管理はその典型である。

### 第2節 集合知の特徴と弁理士業務の関係

これまで述べてきたとおり、集合知は財産的な価値を有するので、知的財産に該当する。したがって、集合知に対し知的財産の専門家である弁理士が活躍できる余地は十分にある。集合知ビジネスの成長により、弁理士の業務範囲は大きく広がるであろう。

ここで、弁理士が、集合知ビジネスに関与するポイントが2つある。第1に、集合知は性質上「事実」ではなく、一般に「意見」であることが多く、「集合知」そのものは、現在の特許法などの知的財産法で保護されないことが多いという点である。つまり、弁理士は、既存の知的財産法がカバーしない知的財産を、いかにその組織内部で管理するか、そして、その組織外部との関係において守れる対策が打てるかどうかなのである。

第2に、集合知は、組織内のコミュニケーションにより自然形成されることも多く、言語等により明確に表現されていることを前提としていない。そこで、集合知に財産的価値を付与するには、何らかの方法により、その「知」を表現、言語化することが必要となる。一方で、特許分野で活躍する弁理士は、把握するのが非常に難しい「発明」を、日常の業務として言語で表現し、特許請求の範囲を明確化している。このような弁理士こそが、集合知を「言語」により表現し、集合知の管理及び財産的価値の向上に大きな貢献をすることができるのである。

### 第3節 集合知ビジネスに対する弁理士の可能性

前章で述べたとおり、集合知を利用したビジネスには2種類あると考えている。1つめは、「予測。特に正解のないものについて予測すること。」たとえば、「雄牛の肉の重量当てくじ」であり、現代の経済社会においては、株価の予測や災害の予測などが挙げられる。このような集合知は、その「知」そのものの販売等がビジネス形態として挙げられるであろう。つまり、弁

理士は、「知」の販売事業の法的問題をクリアにするための対策に関わることができる。2つ目は、「新結合の創出」である。前章で例として挙げた複数の事業の最適結合を考える際においては、多数の専門家および非専門家の集団を組織化し、インターネット掲示板等を利用し組織内の意見形成・集約する場をつくり、その意見形成する過程も含めて結論としての集合知を販売することが具体的ビジネスの形態として挙げられる。このようなビジネスに対しては、「集合知」のそのものの言語化に関わることができるものと考えている。ここでは、「集合知」が形成された過程を包摂した言語化に大きな付加価値があることはいうまでもない。

## 第6章 集合知とパテントアカデミー

### 第1節 パテントアカデミーとは

パテントアカデミーとは、弁理士等の有志が創り上げた「集合知」を創生し、その「集合知」を自らが発信していくための「場」である。古代ギリシャのアゴラ<sup>(14)</sup>を模し、知的財産に関心のある者が多数集まって、様々なテーマを様々な角度から議論し、発信していく「場」である。この「場」に集まった者たちが、自由に意見を発信し、そして他者がそれに反応する、またその反応に他の者が反応する、こうした循環の中で、テーマをより深めて行く「場」である。具体的には、こうした議論を行っていくインターネット上の「集まり(サイト<sup>(15)</sup>)」であって、知的財産をビジネスの視点からとらえなおしてビジネスにつなげていくことを目標としている「場」である。

これに類似する試みは、世の中には、多数<sup>(16)</sup>存在するが、これらの試みとの違いは議論を通じて、いわゆる集合知を独自のノウハウと方法によって創り上げることをビジネスの視点からとらえなおすこと、そして世の中に発信していくプロセスを持っていることにある。そして、さらにデータ・ドリブンインテリジェンス<sup>(17)</sup>という言葉やヒューマンインテリジェンスという言葉があるが、パテントアカデミーは、それらが重なりあう部分のインテリジェンスをビジネスの視点から創り上げる場であるという点が、最も異なっている部分である。

現在は、弁理士および経営コンサルタントが10人ほど集まって、完全にクローズドな世界で、本格的な「集合知」創りの基礎を構築している段階である。議論しているテーマは、「職務発明制度を産業競争力あ

るものとするために」「実用新案制度の有効活用」「任天堂の3D訴訟」「出願公開制度の意義」「知財戦略とは何か」等々であるが、知的財産を単に特許法という学術的な視点からばかりでなくビジネスという視点を含めて議論し、ビジネスに有効活用できるテーマ<sup>(18)</sup>について議論している。

### 第2節 パテントアカデミーの活動と集合知

#### (1) パテントアカデミーと「集合知」の創生

パテントアカデミーの本質は、いわゆる「集合知」創りに関わることであり、と考えている。いわゆる「集合知」とは、これまで説明した通り、個々に自由な、かつ多様な意見を持ち得るメンバーから、ある問題や行動に関する意見を集約して形成されるべき「知」であり、集約されることで、ある価値を有するようになった「知」であると考えている。

パテントアカデミーでは、知的財産に関連する課題について、さまざまな人が集い、さまざまな角度から議論し、研究し、さらに、弁理士という知的財産に関する専門家がガイドしながら価値ある「知<sup>(19)</sup>」を、集まった人全体で作りに上げていく活動を行っている。まさに、いわゆる「集合知」を創ることに関与しているのである。さらに、「集合知」を作り上げるだけでなく、集合知を増幅<sup>(20)</sup>する活動も行っている。なぜなら、単にサイトで議論される意見を物理的に集約するだけでなく、ある切り口から論点を整理し、まとめて発信する活動も行っているからである。その過程で、集約された「知」が新たな価値をもった「知」に増幅されて行くのである。

さらに、この活動を通じて、弁理士は出願手続き、審判手続き及び訴訟手続きといった従来の専門性だけでなく、ビジネスに関連した周辺領域での専門性をもブラッシュアップする必要性が求められる。

#### (2) パテントアカデミーと集合知ビジネスとの関係

企業は、組織として知識を創造していくことが競争力の源泉であるとされている。そのために、個人にノウハウとして蓄積されている「暗黙知」を「形式知」に変換して組織全体で共有することが重要である。さらに、形式知に変換するには、組織内の変換を担う者(ナレッジクリエイティングクルー、ナレッジエンジニアリング)がいなければならない。すなわち、トップマネジメントと第1線の社員との間に立って暗黙知を形式知に、形式知を暗黙知に変換する役割を担う



人が必要とされる。

この点からすると、パテントアカデミーは、「暗黙知」から「形式知」への変換のプロセスを内在しており、かつ、組織的にはフラットな状態で集合知が共有されるので、より「形式知」への変換は容易であると考えられる。

次に、パテントアカデミーで形成されるいわゆる「集合知」は、独自のノウハウによって集約された「知」であり、かつ、それが発信されることを考えると、一つの財産的価値を有した「知」であり、かつパテントアカデミーという共同体の中で共有されると同時に共同体の外との取引可能性も有していると考えられる。したがって、いわゆる「集合知」を取引するビジネス、たとえば、株価の予測、天候デリバティブ、商品開発情報等のマーケティング情報、あるいは、知的財産権そのものの取引につながる可能性を有している。

### 第3節 パテントアカデミーの将来展望

この章において、これまで述べてきたようにパテントアカデミーは、単に、知的財産に関連するテーマを学術的に探究する場ではない。「知」を創生するばかりでなく、ビジネスの創生を支援する道具として、あるいはビジネスそのものへの発展をもくろむ「場」なのである。

「もはや旧知の専門知への信頼がゆらぎつつある今、ネット集合知を用いて何らかの新しい新たな知の構築法を学際的に検討することは決して無意味な作業とは思えない。これは21世紀の課題なのである。」<sup>(21)</sup>というように専門知への信頼が揺らぎ始めている現在では、集合知の有用性が大きくなってきている。

パテントアカデミーを通して、知的財産の専門家である弁理士は従来の専門性だけでなく、ビジネスに関連した周辺領域での専門性をもブラッシュアップし、一方ビジネスに関与している者たちは、パテントアカデミーを通していわゆる「集合知」の創生に関与し、さらには有用な「集合知」を手に入れることができるようになるのである。

そうした点で、パテントアカデミーの将来は大規模な「場」として発展する可能性を有しているのである。

## 第7章 最後に

これまで説明したように、我々の弁理士の仲間及び幾人かの経営コンサルタントを交えて、「パテントア

カデミー」の活動を、昨年の秋ころに始めた。ここに来て、ようやく形が見えてきたので、本誌上で発表させて頂く機会を得た。

弁理士の活動領域を広げると言う意識よりは、「パテントアカデミー」の活動を通して自然発生的に、あるいは自然な流れの中で活動領域は拡大していくものだと考えている。とは言え、「パテントアカデミー」の活動は、まだ緒に就いたばかりであり、皆さんの協力を得なければ、前に進まないことも十分に認識している。

我々は、将来的に、この「パテントアカデミー」を大きな利益を生む可能性のある「場」として成長させたいと考えている。

(了)

### 注

- (1) 例えば、ある地域（後進国）に伝承された伝統的な「薬」について、その伝統的知識を知的財産権化して、製薬業界（先進国）の一部が前記地域以外の地域で独占的に利用し、利益を得ているという現実がある。この「伝統的な知識（〇〇という植物は〇〇という病気に効く。）」については、時間を超えて培われた「集合知」の一つであると言える。しかし、その「集合知」は、その形成に関わったすべての人に共有の財産であり、利益も含めて共有され利用されるべきもので、本来的に、先進国の製薬会社が独占すべきものではない。
- (2) Franks, N.R. (1989), "Army ants: A collective intelligence", *American Scientist* 77, 139-145
- (3) J.B.Smith, "Collective intelligence in computer-based collaboration", (1994), Lawrence Erlbaum Associates, Inc.
- (4) 「集合知とは何か」(西垣通著, 中公新書) p.35~p.36 よると「N人のメンバーがある対象の数値を推測するとして、メンバー*i*の推測値をX(*i*)として、集団推測値をAとし、真正の値をRとすると、N人のメンバーの推測値のバラツキを考えると、X(*i*)の分散値であり、集団としての誤差は(A-R)<sup>2</sup>で与えられる。この集団誤差が小さければ集合知は正しいと考えられる。多様なメンバーが集まると多様性によって誤差が相殺され、集団としての推測値が正しくなるのである。」(集合知定理)と述べている。このような集約作業が、集合知を形成する中で取られなければならない。
- (5) 「事業価値を高める経営レポート」(中小機構2012版, p.4)
- (6) (注4) p.193 参照
- (7) 「知識創造企業」(野中郁次郎, 竹内弘高著) (東洋経済) p.86 では、「情報とは差異をもたらす差異の集まりであり」(Bateston, 1979)「情報は知識を引きだしたり、組み立てたりするのに必要な媒介あるいは材料である」(Machlup, 1983)「知識は、情報が創りだした信念である」(Dretske, 1981)とされ。この場面で情報が知識に変換されるのである。
- (8) (注4) 参照

- (9) 「いまこそ、ケインズとシュンペーターに学ぶ」(吉川洋著, ダイヤモンド社, 2009)
- (10) 「OPEN INNOVATION: ハーバード流イノベーション戦略のすべて」(ヘンリー・チェスブロウ著, 大前恵一朗訳, 産業能率大学出版部, 2004)
- (11) 「予測市場という新戦略」(トンプソン著, ダイヤモンド社, 2013)
- (12) 「論語と算盤」(洪澤栄一著, 角川ソフィア文庫, 2008) 等
- (13) 「リーダーシップ論」(ジョン・P・コッター著, ダイヤモンド社, 1999) 等
- (14) アゴラとは、「広場, 市場」を意味する言葉であるが, 古代ギリシャの都市国家ポリスにおいては, 民会(エクレシア, 直接民主制をとっていた都市国家における市民総会)が開催される場であった。この場所は, 市民権を有する18歳以上の男子が自由に参加, 発言, 投票をすることができた「場」であった。特に, アテナイのアゴラが有名である。
- (15) <http://patent-academy.jpn.org/index.html>
- (16) パテントサロン (<http://www.patentsalon.com/>), 知財情報局 (<http://www.brainia.com/>), iptops (<http://iotops.com/>), その他特許庁が主催するものとして, 特許戦略ポータルサイト, 知財ポータルなどがある。
- (17) 「オープンサイエンス革命」(マイケルニールセン著, 紀伊国屋書店, 2013年) p.175~p.181
- (18) その他のテーマとしては, 「サムソンとアップルの訴訟について」「感動した(する)特許について」「弁理士が薦める知的財産に関する本」「クレームコンペ」「特許法の矛盾」等を予定し, これらのテーマについて, 従来にはない視点から整理し, 今後発信していく予定である。
- (19) (注7) 参照
- (20) (注4) p.71 では, 「AI (artificial intelligence) から IA (intelligent amplifier) への転換であって, コンピュータに問題解決を丸投げするのではなくコンピュータの能力をうまく使って人間の知力を高め, 問題を解決するという方向に他ならない。コンピュータは人間のような知能を持つ代わりに人間の知能を増幅させる役目を帯びるのである。」というように, そのプロセスにおいて集約された「知」が増幅されると言うことが重要となる。
- (21) (注4) p.43 参照

(原稿受領 2013. 8. 6)

